

振 興 山 村 の 現 状

平成 1 7 年 2 月

- - - 目 次 - - -

1	振興山村の概要	
(1)	国土に占める振興山村の位置づけ	1
(2)	振興山村の国土管理	2
2	山村社会の動向等	
(1)	人口の減少と高齢化	4
(2)	産業の動向	5
(3)	生活環境等の整備状況	6
(4)	山村自治体の財政状況	7
3	山村振興対策等の推進	
(1)	山村振興法の制定及び延長等	8
(2)	山村振興計画の作成と山村振興対策の実施	9
(3)	山村振興対策の推進	10
(4)	認定法人制度の推進	11
	活力ある山村地域づくりに向けた事例	
・	森林等の保全 ～トライ・ウッド～ (大分県上津江村)	12
・	中山間地域等直接支払制度を活用した地域振興 (佐賀県七山村)	13
・	山村振興対策事業を活用した地域振興 (三重県宮川村)	13
・	山村・都市交流の推進 ～ワーキング・ホリデー制度～ (宮崎県西米良村)	14
・	北限のブナ林をシンボルとした里づくり (北海道黒松内町)	14

1 振興山村の概要

(1) 国土に占める振興山村の位置づけ

振興山村は、林野面積の占める比率が高く、産業基盤や生活環境の整備水準等が他の地域に比較して一般に低位な地域。

現在、全国1,150市町村が該当し国土面積の47.2%を占めるが、総人口に占める比率は3.6%。

振興山村地域の概要

	振興山村地域	全 国	対全国比
市町村数(H16.4.1現在)	1,150	3,100	37.1%
旧市町村数(S25.2.1現在)	2,104	11,241	18.7%
総面積	1,785万ha	3,779万ha	47.2%
人口	451万人	12,693万人	3.6%

地域別振興山村市町村数(H16,4,1現在)

項 目	振興山村市町村数	全市町村数	/ (%)
全 国	1,150	3,100	37.1
北海道	108	212	50.9
東北	207	397	52.1
関東	195	717	27.2
中部	153	410	37.3
近畿	113	315	35.9
中国	162	294	55.1
四国	97	202	48.0
九州	115	501	23.0
沖 縄	-	52	-

注：中部は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

(2) 振興山村の国土管理

振興山村は主に国土の背骨部分（山岳地帯や河川の上流域）に位置。

特に、振興山村の総面積の86.2%を占める森林については、適切な施業を通じた管理水準の維持等が必要。

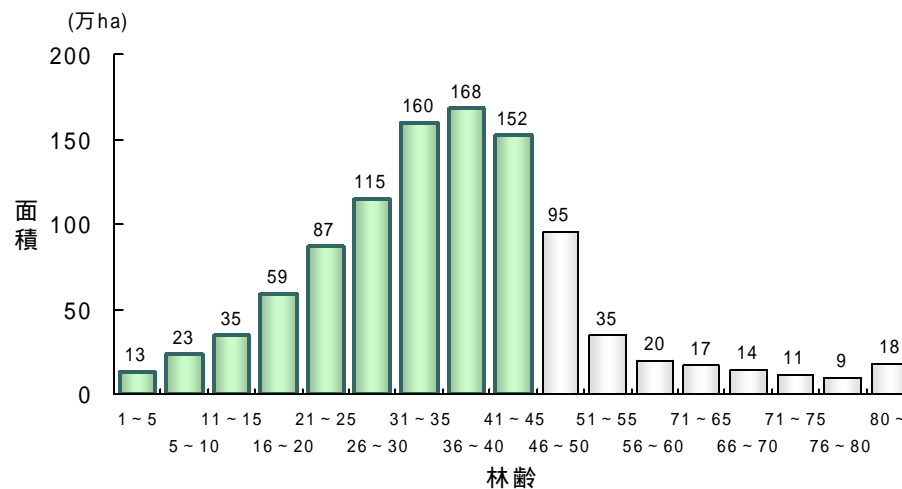
戦後造林された人工林は徐々に伐採可能な時期に到達しているが、45年生以下のものが78.8%を占め、未だ保育、間伐等の手入れが必要な状況。

振興山村地域の概要（平成12年）

	振興山村地域	全 国	対全国比
総面積（万ha）	1,785	3,779	47.2%
森林面積（万ha） （総面積に占める割合）	1,538 （86.2%）	2,515 （66.6%）	61.2%
経営耕地面積（万ha） （総面積に占める割合）	79 （4.4%）	386 （10.2%）	20.5%

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「山村カード調査」
林野庁業務関係資料

人工林の齢級別面積（平成14年3月31日現在）



資料：林野庁業務資料

注：森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画対象森林の「立木地」の面積

農地面積は、田及び樹園地の減少により漸減傾向。

経営耕地面積

(単位：万ha)

	合 計		田		畑		樹園地	
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000
振興山村()	82	79	37	32	40	43	4	3
全国()	433	386	253	225	145	134	35	27
/ (%)	18.9	20.5	14.6	14.2	27.6	32.1	11.4	11.1

資料：農林水産省「世界農林業センサス」

2 山村社会の動向等

(1) 人口の減少と高齢化

振興山村の人口は、山村振興法が制定された昭和40年から平成12年までの35年間で33.1%減少。

64歳以下の人口は、同じ35年間で全国は12.6%増加したのに対し、振興山村は47.2%もの減少。

一方、65歳以上の高齢者の占める割合では全国の17.3%を大きく上回る28.1%。

人口の推移

		昭和40年 (1965年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	2000年 / 1965年
振 興 山 村	0～14歳 (比率)	206万人 (30.6)	99万人 (19.4)	86万人 (17.6)	62万人 (13.7)	0.53
	15～64歳 (比率)	409万人 (60.7)	329万人 (64.2)	307万人 (62.6)	263万人 (58.3)	
	65歳～ (比率)	59万人 (8.7)	84万人 (16.4)	97万人 (19.8)	127万人 (28.1)	2.16
	合計 (比率)	674万人 (100.0)	511万人 (100.0)	489万人 (100.0)	451万人 (100.0)	0.67
全 国	0～14歳 (比率)	2,553万人 (25.7)	2,603万人 (21.5)	2,249万人 (18.2)	1,847万人 (14.6)	1.13
	15～64歳 (比率)	6,744万人 (68.0)	8,251万人 (68.2)	8,590万人 (69.5)	8,622万人 (67.9)	
	65歳～ (比率)	624万人 (6.3)	1,247万人 (10.3)	1,489万人 (12.0)	2,201万人 (17.3)	3.53
	合計 (比率)	9,921万人 (100.0)	12,105万人 (100.0)	12,361万人 (100.0)	12,693万人 (100.0)	1.28

資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「国勢調査」

注：合計の数値は、年齢不詳の者を含むため、各年齢層の和と必ずしも一致しない。

(2) 産業の動向

就業人口について、昭和40年の山村振興法制定時との比較で、全国では約1,502万人(31.3%)増加しているのに対し、振興山村では約87万人(26.2%)も減少。

振興山村における産業別就業人口比率では、第2次産業及び第3次産業の就業人口比率が高まってきている一方、第1次産業では減少。しかしながら、第1次産業の比率は全体の21.3%を占めており、全国的にみても依然として高い状況。

産業別就業人口の推移

		昭和40年 (1965年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	2000年 / 1965年
振 興 山 村	第1次産業 (比率)	194万人 (58.5)	84万人 (31.2)	67万人 (26.1)	52万人 (21.3)	0.27
	第2次産業 (比率)	60万人 (18.1)	86万人 (31.8)	88万人 (33.9)	81万人 (33.2)	1.35
	第3次産業 (比率)	78万人 (23.4)	100万人 (37.0)	104万人 (40.0)	111万人 (45.4)	1.43
	合 計 (比率)	332万人 (100.0)	270万人 (100.0)	259万人 (100.0)	245万人 (100.0)	0.74
全 国	第1次産業 (比率)	1,186万人 (24.7)	541万人 (9.3)	439万人 (7.1)	317万人 (5.0)	0.27
	第2次産業 (比率)	1,511万人 (31.5)	1,933万人 (33.1)	2,055万人 (33.3)	1,857万人 (29.5)	1.23
	第3次産業 (比率)	2,097万人 (43.7)	3,344万人 (57.3)	3,642万人 (59.0)	4,048万人 (64.3)	1.93
	合 計 (比率)	4,796万人 (100.0)	5,836万人 (100.0)	6,168万人 (100.0)	6,298万人 (100.0)	1.31

資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「国勢調査」

注：合計の数値は、分類不能の者を含むため、産業別人口の和と必ずしも一致しない。

(3) 生活環境等の整備状況

水洗化率は、全国の1/2程度の水準であり、依然として相当の格差。

住民当たり医師数や医療施設については、全国水準とはかなりの格差。

振興山村の道路整備は相当進展しているが、なお、全国水準とは、市町村道等でかなりの格差。

水洗化人口の推移

	昭和60年度		平成2年度		平成12年度	
	全 国	振興山村	全 国	振興山村	全 国	振興山村
総人口(千人)	121,049	5,111	123,611	4,893	126,926	4,507
水洗化人口(千人)	41,276	773	60,057	1,056	91,246	1,555
水洗化率(%) /	34.1	15.1	48.6	21.6	71.9	34.5

資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「公共施設状況調」

千人あたりの医師数及び医療施設数(平成12年)

	振興山村	全 国
医療施設数(箇所/千人)	0.70	1.30
医師数(人/千人)	0.91	2.02

資料：農林水産省「山村カード調査」、厚生労働省「医療施設調査・病院報告」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」、総務省「国勢調査」

道路整備の状況

		改良率(%)		舗装率(%)	
		昭和50年	平成12年	昭和50年	平成12年
国道	振興山村	71.7	84.3	83.8	97.0
	全 国	85.2	93.2	92.4	99.0
主要地方道	振興山村	51.6	72.1	70.2	93.4
	全 国	69.0	82.8	79.7	96.8
一般都道府県道	振興山村	35.8	57.7	56.3	87.2
	全 国	47.6	69.7	64.0	93.2
市町村道	振興山村	18.6	44.5	17.9	59.3
	全 国	22.0	52.0	27.0	73.4

資料：農林水産省「山村カード調査」、国土交通省「道路統計年報」

注：舗装率は、簡易舗装を含む

(4) 山村自治体の財政状況

振興山村市町村の財政力指数について、0.2未満の市町村が全振興山村市町村の約4割を占めており、山村自治体の財政は全国的にみても非常に厳しい状況。

財政力指数段階別振興山村市町村数(平成12年度)

	振興山村市町村()	全国()	/
0.1未満	48(4.0)	78(2.4)	61.5
0.1~0.2未満	456(38.2)	709(22.0)	64.3
0.2~0.3未満	315(26.4)	655(20.3)	48.1
0.3~0.4未満	147(12.3)	458(14.2)	32.1
0.4~0.5未満	93(7.8)	379(11.7)	24.5
0.5以上	134(11.2)	947(29.4)	14.1
合計	1,193(100.0)	3,226(100.0)	37.0
平均	0.28	0.40	

資料：総務省「市町村決算状況調」

3 山村振興対策等の推進

(1) 山村振興法の制定及び延長等

山村振興法は、山村における経済力の培養と住民福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に議員提案により、10年間の時限立法で制定。

昭和50年、60年及び平成7年には法の期限が延長され、平成3年には森林・農用地等の保全事業を行う法人に対する認定制度（認定法人制度）を創設する法改正を実施。

山村振興法の主な改正

	改正内容
昭和50年	<ul style="list-style-type: none">・法の有効期限延長(10年間)・基幹道路の都道府県代行制度の創設・「医療の確保」「地域文化の保存」等の規定の追加
昭和60年	<ul style="list-style-type: none">・法の有効期限延長(10年間)・振興の緊急度が高い振興山村にかかる事業の円滑な実施を促進する規定の追加
平成3年	<ul style="list-style-type: none">・「山村振興の目標」に山村の役割発揮のための森林等の保全を旨とすることの追加・認定法人制度の創設等
平成7年	<ul style="list-style-type: none">・法の有効期限延長(10年間)・認定法人制度の拡充(対象事業の追加)・「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「高齢者の福祉の増進」等の規定を追加

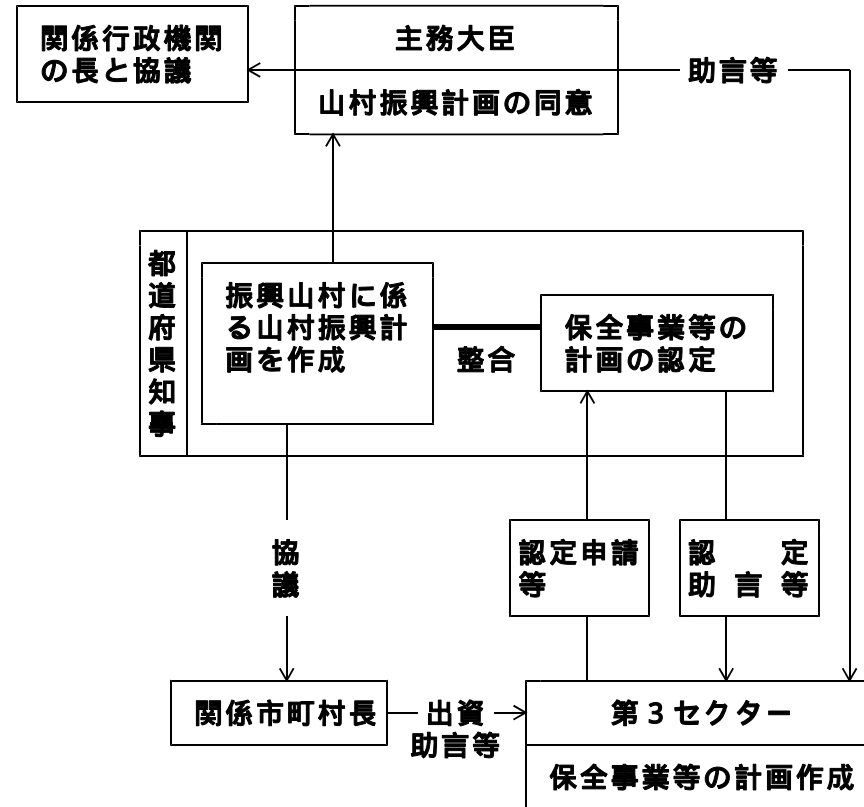
(2) 山村振興計画の作成と山村振興対策の実施

都道府県知事が、振興山村について、交通、情報通信、産業基盤、文教、社会・生活環境、国土保全等の施策を内容とする山村振興計画を順次作成。

関係市町村への協議、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）への協議等の手続あり。

山村振興計画に基づき、関係省庁、地方公共団体等により各般の山村振興対策が総合的かつ計画的に実施。

山村振興法に基づく対応



(3) 山村振興対策の推進

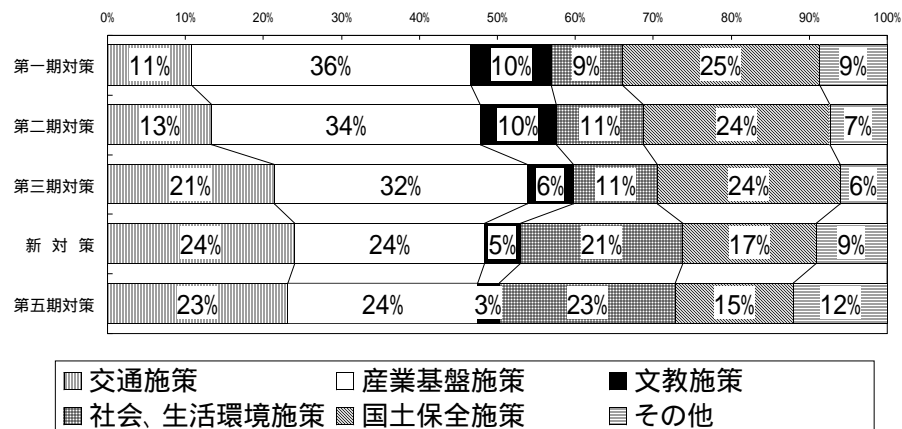
昭和40年度から平成10年度までの4期にわたる山村振興対策の実施により、道路、施設等の整備を推進。

平成11年度から、おおむね10年間を目途として、「安全で美しい国土の形成に向けた活力ある山村の構築」を目指した第5期山村振興対策を実施中。

山村振興対策事業の概要

	第一期対策	第二期対策	第三期対策	新対策	第五期対策
期間	S41～S51	S47～S59	S54～H7	H3～H13	H11～
計画数	1,194	1,164	1,106	1,027	404(H15まで)
計画額 (億円)	11,546	31,384	54,664	104,754	33,185 (H15まで)
実績額 (億円)	12,822	27,546	80,946	73,827	12,484 (H15まで)
平均実績額 / (億円)	11	24	73	72	31

各対策期における実績額のシェア



(4) 認定法人制度の推進

平成3年の山村振興法改正により、認定法人制度（第3セクターの作成した森林・農用地の保全事業等に係る計画を都道府県知事が認定する制度）が創設され、徐々に認定法人が増加。

人口の減少・高齢化が進行している振興山村において、森林・農用地等の保全事業を推進するとともに、地域における雇用の場を確保していくためにも、認定法人制度は極めて重要。

認定法人の認定状況(平成16年4月)

年度	H4	5	6	8	9	14	合計
法人数	3	2	1	2	3	3	14

認定法人名	所在市町村名	認定年月
(株)悠木産業	熊本県阿蘇郡小国町	平成5年1月
(株)只見特産	福島県南会津郡只見町	平成5年2月
(財)ドリーム・クリエイション入広瀬	新潟県北魚沼郡入広瀬村	平成5年3月
(財)紀和町ふるさと公社	三重県南牟婁郡紀和町	平成6年3月
(財)三川村農業振興公社	新潟県東蒲原郡三川村	平成6年3月
(有)葉山村ふるさとセンター	高知県高岡郡葉山村	平成7年1月
(社)大山田農林業公社	三重県阿山郡大山田村	平成8年5月
(株)トライ・ウッド	大分県日田郡上津江村	平成8年5月
(財)上川村農業振興公社	新潟県東蒲原郡上川村	平成9年7月
(財)守門村農業公社	新潟県北魚沼郡守門村	平成9年7月
(財)ウッドピア諸塚	宮城県東白杵郡諸塚村	平成10年3月
(社)福栄村農業公社	山口県阿武郡福栄村	平成14年8月
(株)とされいほく	高知県長岡郡大豊町	平成14年10月
(財)上平村農業公社	富山県東礪波郡上平村	平成14年11月

活力ある山村地域づくりに向けた事例

森林等の保全
トライ・ウッド（大分県上津江村、平成8年5月認定法人化）
・従業員：約70名
・年商：7億円以上
・事業内容：
素材生産、育林事業を中心に事業実施。製品の付加価値を高めるため、製材品の加工生産事業にも着手。
また、林産・造林事業用の高性能機械を自社でも開発し、そのノウハウ自体を使って、機械・資材の修理販売も展開。
さらに、廃棄物であった樹皮を使い堆肥生産事業も展開。



活力ある山村地域づくりに向けた事例

中山間地域等直接支払制度を活用した地域振興
子供から高齢者まで集落全員でむらづくり（佐賀県
七山村）

農地の耕作・管理のほかに、年2回、集落全体で
水路(1.9km)・道路(14.7km)の管理を実施。

また、子供から高齢者まで集落住民総参加で、景
観作物として植栽した彼岸花・水仙の管理(0.2ha)、
昆虫の保護を目的とした「ミヤマクワガタの森(0.64
ha)」の管理、大白木集落のシンボルである十坊山(と
んぼやま)の登山道及び山頂付近の管理等を実施。

さらに、福岡市民等からなる「十坊山ファンクラ
ブ」を結成し、月1回交流活動を実施(会員数:福岡
市を中心に15家族65人、年間12回で延べ120人参加)。



山村振興対策事業を活用した地域振興
交流促進センターほか各種体験施設、コテージ、温泉施
設等整備（三重県宮川村）

各種農林業体験(パン作り、こんにゃく作り、木工
体験等)や地元産の農林産物を利用した食材の提供、
特産品の販売等により入込客数が大幅に増加(総人
口(H12国勢調査)4,067人の村に、平成15年の入込客
数は約21万人)。常勤職員14名(うち村内7名)、非
常勤職員33名(うち村内23名)の雇用を創出。



活力ある山村地域づくりに向けた事例

山村・都市交流の推進
ワーキング・ホリデー制度（宮崎県西米良村）
 単に西米良村で休暇を過ごすだけでなく、「柚子」や「花卉」の栽培など、季節的に人手が不足する仕事を手伝い、報酬（時給610円、1日当たり4,270円（実働7時間））を得て、ゆっくりと滞在することで村民との交流を深め、西米良村の良さを体験してもらう。

ワーキング・ホリデー利用者数等

	H9年	10年	11年	12年	13年	14年	合計
利用者数(人)	29	44	26	46	44	53	242
滞在日数(日)	153	177	130	227	226	519	1,432

北限のブナ林をシンボルとした里づくり（北海道黒松内町）
 昭和63年から北限のブナ林を活用した体験型・滞在型のふるさとづくりを实践。
 ブナ林散策イベント、道の駅での地元農産物を使ったパン・ハム・ソーセージ等の販売等を通じ、平成15年度には47万人の入込客数を記録。
 宿泊施設、温泉施設を整備し、第3セクターに管理委託することで、新たな雇用の場の創出につながっているほか、都市部からの移住者が喫茶店や民宿を開業することにより、地域住民への新たな刺激。

